

2025年度（2026年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金	131,845	保険契約準備金	1,771,442
預 貯 金	131,845	支 払 備 金	79,922
有 価 証 券	1,718,807	責 任 準 備 金	1,691,177
国 債	334,746	契 約 者 配 当 準 備 金	342
地 方 債	47,683	代 理 店 借	8,703
社 債	162,095	再 保 險 借	49,139
株 式	124	そ の 他 負 債	30,541
外 国 証 券	924,050	未 払 法 人 税 等	352
そ の 他 の 証 券	250,108	未 払 金	10,592
貸 付 金	59,111	未 払 費 用	6,842
保 險 約 款 貸 付	24,244	前 受 収 益	0
一 般 貸 付	34,867	預 り 金	742
有 形 固 定 資 産	1,135	金 融 派 生 商 品	6,565
建 物	639	仮 受 金	4,980
その他の有形固定資産	495	そ の 他 の 負 債	465
無 形 固 定 資 産	25,563	役 員 賞 与 引 当 金	12
ソ フ ト ウ ェ ア	25,562	退 職 給 付 引 当 金	639
その他の無形固定資産	1	時 効 保 険 金 等 払 戻 引 当 金	4,753
代 理 店 貸	30	価 格 変 動 準 備 金	9,174
再 保 險 貸	46,555	負債の部合計	1,874,406
そ の 他 資 産	31,842	（純資産の部）	
未 収 金	16,583	資 本 金	64,500
前 払 費 用	3,851	資 本 剰 余 金	8,100
未 収 収 益	6,600	資 本 準 備 金	8,100
預 託 金	1,098	利 益 剰 余 金	101,174
金 融 派 生 商 品	3,146	そ の 他 利 益 剰 余 金	101,174
仮 払 金	562	繰 越 利 益 剰 余 金	101,174
繰 延 税 金 資 産	24,949	株 主 資 本 合 計	173,774
貸 倒 引 当 金	△ 204	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 19,054
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	10,511
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 8,543
		純 資 産 の 部 合 計	165,231
資産の部合計	2,039,637	負債及び純資産の部合計	2,039,637

(貸借対照表の注記)

1. 有価証券の評価は、以下のとおりであります。
 - ① 売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)によっております。
 - ② 満期保有目的の債券については先入先出法による償却原価法(利息法)によっております。
 - ③ 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については先入先出法による償却原価法(利息法)によっております。
 - ④ 子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたもの及び関連法人等が発行する株式をいう)については原価法(売却原価の算定は移動平均法)によっております。
 - ⑤ その他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は先入先出法、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については先入先出法による償却原価法(利息法)、ただし、市場価格のない株式等については先入先出法による原価法)によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。
3. 有形固定資産の減価償却の方法は、以下の方法によっております。
 - ・有形固定資産
定率法(ただし、建物については定額法)を採用しております。なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。
4. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
5. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。
なお、その他有価証券の換算差額のうち、外貨建債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の換算差額については為替差損益として処理しております。
6. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、最終の回収について重大な懸念が存在する債権については、回収の可能性を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、貸倒実績等から算出した予想損失率を債権額に乗じた額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。
退職給付債務並びに退職給付費用の処理方法は、以下のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法	期間定額基準
数理計算上の差異の処理年数	一括償却
過去勤務費用の処理年数	一括償却
8. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。
9. 時効保険金等払戻引当金は、時効処理を行った保険金等について契約者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
10. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
11. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に従い、外貨建債券に係る為替変動リスク等のヘッジとして為替の振当処理を行っております。また、債券に係るキャッシュ・フロー変動リスクのヘッジとして繰延ヘッジを行っております。なお、ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の為替変動等またはキャッシュ・フロー変動を比較する方法によっております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかである通貨スワップ等については、有効性の評価を省略しております。
12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

13. 責任準備金は、期末時点において保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書(保険業法第4条第2項第4号)に記載された方法に従って計算された金額を積み立てております。
責任準備金のうち保険料積立金については、以下の方式により計算しております。

- ① 標準責任準備金対象契約については、1996年2月大蔵省告示第48号に定める方式
- ② 標準責任準備金対象外契約については、平準純保険料式
ただし、標準責任準備金対象外契約のうち、無配当外貨建終身保険(積立利率変動型)及び無配当外貨建特別終身保険(積立利率変動型)については、保険料及び責任準備金の算出方法書に定める方法により計算しております。

なお、保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。その結果、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づき、一部の個人保険契約及び個人年金保険契約について、追加で積み立てた責任準備金が含まれております。
責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

14. 保険料及び保険金等支払金(再保険料除く)の計上基準は、以下のとおりであります。

- ① 保険料は、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。
- ② 保険金等支払金(再保険料を除く)は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるものうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

15. 重要な会計上の見積りは、以下のとおりであります。

- ① 繰延税金資産
繰延税金資産は、貸借対照表上、繰延税金資産(純額)24,949百万円を計上しており、繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額は34,186百万円であります。
繰延税金資産の算出方法について、将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及び将来加算一時差異に基づき、繰延税金資産の回収可能性の判断をしております。課税所得の見積りは事業計画を基礎としており、将来の不確実な運用環境や保険収支の変動等により影響を受ける可能性があり、実際の課税所得が見積りと異なった場合、翌会計年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
- ② 追加責任準備金
責任準備金の金額は1,691,177百万円であり、当該勘定には追加責任準備金が含まれております。追加責任準備金は、保険計理人が「生命保険会社の保険計理人の実務基準」(日本アクチュアリー会)に準拠して行った将来収支分析に基づき、将来5年間の不足額を積み立てています。なお、将来収支分析における将来の死亡率、事業費率、運用利回り等の経験率は過去の実績に基づいて定めているため、それらの将来の実績が変動すると追加責任準備金の金額は変動します。

16. 当期末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は、以下のとおりであります。

「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号)
「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号)

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組の一環として、借手のすべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号のすべての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを計算書類に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。
借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、すべてのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2027年4月1日より開始する事業年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

適用された年度における影響は検討中であり、現時点で見積もることはできません。

17. (1) 金融商品の状況及び時価等に関する事項

保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、全世界のマニユライフ・グループ全体で実施されている資産負債管理プロセスに則って保険負債の特性に対応した運用を行っております。このプロセスに基づき、主に、日本国債・投資適格社債・投資信託等に投資しております。また、デリバティブについては、主として資産リスクのヘッジ手段・現物取引の代替手段、収益確定手段として活用しております。なお、主な金融商品として、有価証券及びデリバティブ取引は市場リスク及び信用リスクに晒されております。市場リスクの管理にあたっては、資産運用別の運用限度枠やバリュアットリスクに基づくリスク量の限度枠を設定するとともに、保有資産の損益状況のモニタリングを行うことにより、適正な管理を行っております。外貨建の責任準備金に対応する運用は主として同じ通貨建の資産で運用を行い、円貨建の責任準備金に対応して運用している外貨建資産に関してはヘッジ取引で円貨に転換し、為替リスクを排除しております。信用リスクの管理にあたっては、各投融资先の信用リスクの状況を内部格付制度により評価し、また、投融资限度枠を設定して特定企業・業種への与信集中を防いでおります。一方、与信全体の予想損失額の把握により資産全体における信用リスク管理も行ってまいります。

主な金融資産及び金融負債に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券	1,688,445	1,629,277	△ 59,167
売買目的有価証券	413,775	413,775	-
満期保有目的の債券	169,551	154,994	△ 14,556
責任準備金対応債券	344,155	299,544	△ 44,611
その他有価証券(*2)	760,963	760,963	-
貸付金(*3)	59,104	60,342	1,238
保険約款貸付	24,236	24,236	-
一般貸付	34,867	36,105	1,238
金融派生商品(*4)	△ 3,419	△ 3,419	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	177	177	-
ヘッジ会計が適用されているもの	△ 3,597	△ 3,597	-

- (*1) 当期に減損処理した銘柄については、減損処理後の貸借対照表価額を時価としております。
- (*2) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
- (*3) 貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。
- (*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。
- (*5) 非上場株式等の市場価格のない株式等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号)第5項に基づき、有価証券に含めておりません。当該非上場株式等の当期末における貸借対照表価額は、10,565百万円であります。
- (*6) 組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号)第24-16項に基づき、有価証券に含めておりません。当該組合出資金等の当期末における貸借対照表価額は19,797百万円であります。
- (*7) 現金及び預貯金、未収金、借入金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注1) 有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

① 有価証券

保有目的ごとの有価証券の時価等に関する状況は以下のとおりであります。

ア. 売買目的有価証券 (単位:百万円)

貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
413,775	12,889

イ. 満期保有目的の債券 (単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	28,249	29,308	1,059
公社債	-	-	-
外国証券	28,249	29,308	1,059
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	141,301	125,686	△ 15,615
公社債	1,590	1,461	△ 128
外国証券	139,710	124,224	△ 15,486
合計	169,551	154,994	△ 14,556

満期保有目的の債券について、当期中の売却はありません。

ウ. 責任準備金対応債券

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	72,237	77,834	5,596
公社債	7,799	7,860	60
外国証券	64,437	69,973	5,536
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	271,918	221,710	△ 50,208
公社債	168,964	138,782	△ 30,181
外国証券	102,954	82,927	△ 20,026
合計	344,155	299,544	△ 44,611

責任準備金対応債券について、当期中の売却はありません。

エ. その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

	取得原価 または償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価または償却原価を超えるもの	154,297	175,711	21,413
公社債	7,481	7,508	27
株式	-	-	-
外国証券	139,743	155,967	16,224
その他の証券	7,073	12,235	5,161
その他	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価または償却原価を超えないもの	635,895	585,252	△ 50,642
公社債	391,520	358,661	△ 32,858
株式	-	-	-
外国証券	244,374	226,590	△ 17,783
その他の証券	0	0	-
その他	-	-	-
合計	790,192	760,963	△ 29,229

その他有価証券の当期中の売却額は300,236百万円、売却益の合計額は5,191百万円、売却損の合計額は3,421百万円です。

② デリバティブ

ア. ヘッジ会計が適用されていないもの

a. 通貨関連

(単位:百万円)

区分	種類	2025年度末		
		契約額等	時価	差損益
		うち1年超		
店頭	先物為替取引			
	(円)	1,698	-	67
	(米ドル)	12,430	-	△ 77
	(豪ドル)	13,767	-	409
	(カナダドル)	1,091	-	△ 16
	(ユーロ)	1,717	-	0
	(中国元)	5,046	-	4
	(香港ドル)	5,985	-	△ 49
	通貨スワップ (ユーロ支払/円受取)	1,498	-	△ 183
	合計			153

b. 株式関連

(単位:百万円)

区分	種類	2025年度末			
		契約額等		時価	差損益
			うち1年超		
店頭	エクイティスワップ	843	472	23	23
合計					23

イ. ヘッジ会計が適用されているもの

a. 金利関連

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2025年度末		時価
			契約額等		
				うち1年超	
繰延ヘッジ	金利スワップ	その他有価証券			
	固定金利受取/変動金利支払		4,928	4,928	△ 540
合計					△ 540

b. 通貨関連

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2025年度末		時価
			契約額等		
				うち1年超	
振当処理	通貨スワップ	満期保有目的の債券・ 責任準備金対応債券・ 外貨建貸付金			
	(米ドル支払/円受取)		42,322	41,126	△ 6,097
	(豪ドル支払/円受取)		9,124	9,124	△ 2,170
	(カナダドル支払/円受取)		24,755	24,755	△ 2,194
	(ユーロ支払/円受取)		87,357	85,640	△ 11,419
	(英ポンド支払/円受取)		30,649	26,864	△ 3,728
繰延ヘッジ	通貨スワップ	その他有価証券・ 外貨建貸付金			
	(円支払/米ドル受取)		1,079	1,079	239
	(円支払/豪ドル受取)		2,269	2,269	487
	(米ドル支払/円受取)		6,932	6,932	△ 1,558
	(米ドル支払/豪ドル受取)		15,508	15,508	△ 1,270
	(豪ドル支払/米ドル受取)		4,098	4,098	137
	(カナダドル支払/米ドル受取)		8,641	6,241	164
	(カナダドル支払/豪ドル受取)		949	443	11
	(ユーロ支払/円受取)		2,163	2,163	△ 238
	(ユーロ支払/米ドル受取)		44,702	40,140	△ 97
	(ユーロ支払/豪ドル受取)		16,575	16,575	△ 399
	(英ポンド支払/円受取)		4,937	4,937	△ 417
	(英ポンド支払/米ドル受取)		5,967	5,967	193
	(英ポンド支払/豪ドル受取)		7,639	4,876	△ 64
	(新ドル支払/豪ドル受取)		1,207	1,207	42
(ノルウェークローネ支払/米ドル受取)	798	798	△ 88		
合計					△ 28,468

c. 債券関連

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2025年度末		時価
			契約額等		
				うち1年超	
繰延ヘッジ	債券先渡取引	売建 買建 その他有価証券	-	-	-
			2,620	-	△ 197
合計					△ 197

(注2) 主な金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
1. 有価証券	1.満期保有目的の債券	5,078	78,148	53,239	33,083
	2.責任準備金対応債券	13,817	67,217	75,540	187,581
	3.その他有価証券のうち満期があるもの	109,253	198,206	212,225	171,101
	小計	128,149	343,572	341,005	391,765
2. 貸付金	1.一般貸付	3,864	26,381	683	3,937
資産計		132,014	369,953	341,689	395,702

(2) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
売買目的有価証券				
外国証券	-	188,745	-	188,745
その他の証券	-	225,029	-	225,029
その他有価証券				
国債	-	227,051	-	227,051
地方債	-	28,422	-	28,422
社債	-	110,696	-	110,696
外国証券	1,660	322,915	1,700	326,277
その他の証券	8,429	3,806	-	12,235
資産計	10,089	1,106,666	1,700	1,118,457
デリバティブ取引				
通貨関連	-	△ 2,495	△ 210	△ 2,705
金利関連	-	△ 540	-	△ 540
株式関連	-	23	-	23
債券関連	-	△ 197	-	△ 197
デリバティブ計	-	△ 3,209	△ 210	△ 3,419

※ 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託については、上記表に含めておりません。当該投資信託の当期末における貸借対照表価額は、56,281百万円であります。

また、当該投資信託の期首残高から期末残高への調整表は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	外国証券		合計
	投資信託財産が 金融商品である 投資信託(*3)	投資信託財産が 不動産である 投資信託	
期首残高	32,306	10,784	43,091
当期の損益または評価・換算差額等	4,720	2,929	7,650
損益に計上(*1)	145	29	174
評価・換算差額等に計上(*2)	4,574	2,900	7,475
購入、売却、償還の純額	5,814	△ 275	5,539
期末残高	42,841	13,439	56,281
当期損益に計上した額のうち貸借対照表日において 保有する投資信託の評価損益(*1)	-	-	-

(*1) 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

(*2) 貸借対照表の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(*3) これらの外国籍投資信託は、主にモーゲージ、プライベートエクイティ、並びにインフラ関連に投資しており、中途解約は不能であります。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸付金				
保険約款貸付	-	-	24,236	24,236
一般貸付	-	-	36,105	36,105
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	1,461	-	1,461
外国証券	-	151,742	1,790	153,532
責任準備金対応債券				
国債	-	84,897	-	84,897
地方債	-	17,270	-	17,270
社債	-	44,474	-	44,474
外国証券	-	152,900	-	152,900
資産計	-	452,748	62,132	514,881

③ 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

ア. 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。上場投資信託やマネーマーケットファンドがこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に国内外の債券がこれに含まれます。相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や信用リスク等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な解約制限がない非上場の投資信託は、委託会社から提示された基準価額を時価としており、主に市場の活発性に基づきレベル2に分類しております。

イ. 貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。一般貸付は固定金利貸付のみであり、当該貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。これらについては、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要なため、レベル3の時価に分類しております。

ウ. デリバティブ取引

大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて市場標準の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート等であります。また、取引相手の信用リスク及び当社自身の信用リスクに基づく価格調整は相殺契約や担保を考慮して検討しております。観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、ブレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、長期の通貨スワップが含まれます。

④ 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

ア. 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
有価証券 その他有価証券 外国証券	割引現在価値法	流動性スプレッド	12.26 - 16.18%
デリバティブ取引 為替関連	割引現在価値法	スワップレート	△0.04 - 0.00%

イ. 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位:百万円)

	有価証券	デリバティブ取引	合計
	その他有価証券	為替関連	
	外国証券		
期首残高	761	△ 329	431
当期の損益または評価・換算差額等	157	119	276
損益に計上 (*1)	278	-	278
評価・換算差額等に計上 (*2)	△ 121	119	△ 1
購入、売却、発行及び決済の純額	△ 8	-	△ 8
レベル3の時価への振替 (*3)	790	-	790
レベル3の時価からの振替	-	-	-
期末残高	1,700	△ 210	1,490
当期損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益 (*1)	-	-	-

(*1) 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

(*2) 貸借対照表の「その他有価証券評価差額金」及び「繰延ヘッジ損益」に含まれております。

(*3) レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は当会計期間の期首に行っております。

ウ. 時価の評価プロセスの説明

当社は時価の算定に関する方針及び手続、並びに時価評価モデルの使用に係る手続きを定めております。これらの方針及び手続きに基づき、時価の算定に用いられた時価評価モデル及びインプット並びに算定結果としての時価の妥当性を確認しております。時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

エ. 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

外国証券及びデリバティブの時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、流動性スプレッド、スワップレートであります。これらの著しい上昇(低下)は、金融資産の時価の著しい下落(上昇)を生じさせることとなります。

18. 債権のうち、危険債権額は、7百万円であり、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権はありません。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

19. 有形固定資産の減価償却累計額は、3,538百万円であります。
20. 特別勘定の資産の額は、427,002百万円であります。なお、負債の額も同額であります。
21. 関係会社に対する金銭債権の総額は144百万円、金銭債務の総額は7,580百万円であります。
22. 繰延税金資産の総額は、34,562百万円、繰延税金負債の総額は、9,237百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、375百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額14,617百万円、保険契約準備金7,748百万円、繰延ヘッジ損益3,962百万円、価格変動準備金2,654百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額6,817百万円、組合出資金調整額1,373百万円であります。繰延税金資産から評価性引当額として控除された額は、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額375百万円であります。繰延税金資産から評価性引当額として控除された額の主な変動の理由は、会社分類の見直しを行ったことによるものであります。当年度における法定実効税率は28.00%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、評価性引当額の減少409.19%、評価・換算差額等の区分に計上した法人税等82.61%、税率変更による繰延税金資産の増加30.63%、税額控除25.41%、永久差異8.84%であります。

23. 契約者配当準備金の異動状況は、以下のとおりであります。
- | | |
|-------------|---------|
| 当期首現在高 | 393 百万円 |
| 当期契約者配当金支払額 | 89 百万円 |
| 利息による増加 | 0 百万円 |
| 契約者配当準備金繰入額 | 37 百万円 |
| 当期末現在高 | 342 百万円 |
24. 関係会社の株式は、74百万円であります。
25. デリバティブ取引の担保として供されている資産の額は、有価証券32,365百万円であります。
26. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という)の金額は4,199百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という)の金額は3,298,375百万円であります。
27. 1株当たり純資産額は、1,759,906円21銭であります。なお、1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式に係る事業年度末の純資産額は91,532百万円であり、算定に用いられた事業年度末の普通株式数は52,010株であります。
28. 責任準備金対応債券のリスク管理方針の概要は、以下のとおりであります。

負債のキャッシュ・フローの特性に応じて小区分を設定し、各小区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションを一定幅に対応させることにより、金利変動リスクを管理しております。当該区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションについては、資本/ファイナンス委員会にて定期的に確認しております。
なお、小区分は、以下のとおり設定しております。

① 以下の保険商品から構成される円建一般小区分

- ・第百生命保険相互会社から移転を受けたすべての保険種類
- ・区分経理規程における有配当商品区分に属する商品及び医療保険
- ・変額個人年金保険における年金開始後(特別勘定で資産を管理している契約を除く)
- ・無配当終身保険
- ・通増定期保険、新通増定期保険、無配当終身ガン保険、無配当ガン治療保険、無配当歳満了定期保険、無配当定期保険、及び無配当災害保障重点期間付定期保険

② 以下の保険商品から構成される豪ドル建商品小区分

- ・外貨建定額個人年金保険
- ・通貨選択型個人年金保険
- ・通貨選択型変額終身保険(特別勘定部分は除く)
- ・通貨選択型一時払終身保険

③ 以下の保険商品から構成される米ドル建商品小区分

- ・外貨建定額個人年金保険
- ・通貨選択型個人年金保険
- ・通貨選択型変額終身保険(特別勘定部分は除く)
- ・通貨選択型一時払終身保険

29. 退職給付に関する事項は、以下のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は内勤職員及び営業職員については、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	8,547 百万円
勤務費用	809 百万円
利息費用	174 百万円
数理計算上の差異の発生額	△ 868 百万円
退職給付の支払額	△ 461 百万円
期末における退職給付債務	<u>8,202 百万円</u>

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	7,235 百万円
期待運用収益	127 百万円
数理計算上の差異の発生額	△ 214 百万円
事業主からの拠出額	823 百万円
退職給付の支払額	△ 408 百万円
期末における年金資産	<u>7,562 百万円</u>

③ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	7,907 百万円
年金資産	△ 7,562 百万円
	344 百万円
非積立型制度の退職給付債務	294 百万円
退職給付引当金	<u>639 百万円</u>

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	809 百万円
利息費用	174 百万円
期待運用収益	△ 127 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 654 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>202 百万円</u>

⑤ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりであります。

債券	86.7%
株式	9.6%
その他	3.8%
合計	<u>100.0%</u>

⑥ 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦ 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、以下のとおりであります。

(内勤職員)	
割引率	3.27%
長期期待運用収益率	1.76%
(営業職員)	
割引率	2.54%
長期期待運用収益率	1.76%

2025年度

2025年 4月 1日から

2026年 3月 31日まで

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益等	1,548,972
保険料等収入	1,391,302
保料収入	918,805
再保料収入	472,497
運用収益	154,918
利息及び配当金等収入	38,425
預貯金利息	458
有価証券利息・配当金	36,152
貸付金利息	1,179
不動産賃貸料	633
その他の利息配当金	1
有価証券売却益	6,555
倒引当金戻入益	43,701
特別勘定資産運用益	66
その他経常収益	66,169
そのほか	2,751
年金特約取扱受入金	498
保険金据置受入金	50
支払備金戻入額	1,441
退職給付引当金戻入額	672
その他経常収益	88
経常費用等支払金	1,562,237
保険金等支払金	1,329,529
保料	47,415
年金	53,666
給付	22,101
解約返戻金	496,489
その他の返戻金	4,593
再保料	705,263
責任準備金等繰入額	105,151
責任準備金繰入額	105,151
資産運用費用	11,180
積立利息繰入額	0
支払利息	14
有価証券売却損	3,421
有価証券評価損	236
金融派遣商品費用	4,449
賃貸不動産等減価償却費用	23
その他の費用	3,035
事業の他経常費用	101,501
保険金据置支払金	14,873
保費	116
減価償却費	9,509
時効保険金等払戻引当金繰入額	4,709
その他経常費用	359
その他経常費用	178
経常損失	13,264
特別利益	17,294
固定資産等処分益	17,294
固定資産等処分益	187
株式売却損	652
子会社変動準備金	2,142
特別損失	2,982
固定資産等処分損	2,982
固定資産等処分損	187
株式売却損	652
子会社変動準備金	2,142
契約者配当準備金繰入額	37
引当金繰入額	1,009
法人税等	△ 1,026
法人税	△ 2,582
法人税	△ 3,609
法人税	4,618

(損益計算書の注記)

1. 関係会社との取引による収益の総額は 2 百万円、費用の総額は 14,856 百万円であります。
2. (1) 有価証券売却益の内訳は、国債等債券0百万円、株式等5,131百万円、外国証券1,424百万円であります。
 (2) 有価証券売却損の内訳は、国債等債券381百万円、外国証券3,040百万円であります。
 (3) 有価証券評価損の内訳は、国債等債券0百万円、株式等236百万円であります。
3. 支払備金戻入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額は、228百万円であります。
4. 責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額は、455,757百万円であります。
5. 金融派生商品費用には、評価益56百万円が含まれております。
6. 普通株式に係る1株当たり当期純利益は、88,806円59銭であります。
7. 関連当事者との取引は、以下のとおりであります。
 (1) 親会社及び法人主要株主等
 記載すべき取引はありません。
 (2) 子会社及び関連会社等
 記載すべき取引はありません。

(3) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	マニファクチャラーズ・ ライフ・リインシュランス・ リミテッド	なし	再保険取引	再保険 収入	416,557	再保険貸	34,471
				再保険料	680,718	再保険借	48,002
			有価証券 売買取引	有価証券 取得額	48,277	/	
				有価証券 売却額	53,270		
				有価証券 売却損益	△ 34		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 再保険取引及び有価証券売買取引については、一般の取引条件と同様に決定しております。

(4) 役員

記載すべき取引はありません。

8. 子会社株式売却損は、2025年9月、保険代理店であるマニライフ・ファイナンシャル・アドバイザーズ株式会社について、当社が保有するすべての株式を第三者へ譲渡したことによるものであります。その結果、同社は当社の子会社ではなく
 なっております。